

平成 2 8 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

印刷物番号

27-85

も く じ

報告第 1 号	自動車事故に係る専決処分の報告について -----	1
議案第 2 号	平成 2 7 年度大東市一般会計補正予算（第 7 次）について -----	別冊
議案第 3 号	平成 2 7 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）について -----	別冊
議案第 4 号	平成 2 7 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 3 次） について -----	別冊
議案第 5 号	平成 2 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 2 次）について -----	別冊
議案第 6 号	平成 2 7 年度大東市下水道事業会計補正予算（第 2 次）に ついて -----	別冊
議案第 7 号	平成 2 8 年度大東市一般会計予算について -----	別冊
議案第 8 号	平成 2 8 年度大東市国民健康保険特別会計予算について -----	別冊
議案第 9 号	平成 2 8 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算につ いて -----	別冊
議案第 1 0 号	平成 2 8 年度大東市火災共済事業特別会計予算について -----	別冊
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度大東市都市開発資金特別会計予算について -----	別冊
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度大東市介護保険特別会計予算について -----	別冊
議案第 1 3 号	平成 2 8 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算につ いて -----	別冊
議案第 1 4 号	平成 2 8 年度大東市水道事業会計予算について -----	別冊
議案第 1 5 号	平成 2 8 年度大東市下水道事業会計予算について -----	別冊
議案第 1 6 号	財産の貸付けについて -----	2
議案第 1 7 号	大東市総合計画の基本構想および基本計画の変更について -----	別冊
議案第 1 8 号	大東市環境基本計画の変更について -----	別冊
議案第 1 9 号	大東市一般廃棄物処理基本計画の変更について -----	別冊
議案第 2 0 号	大東市障害者長期計画の変更について -----	別冊
議案第 2 1 号	大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について -----	3
議案第 2 2 号	大東市行政不服審査に関する条例について -----	5

議案第 2 3 号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例 について -----	1 0
議案第 2 4 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例について -----	1 5
議案第 2 5 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例について -----	3 3
議案第 2 6 号	大東市職員の退職管理に関する条例について -----	3 5
議案第 2 7 号	大東市消費生活センターの組織および運営等に関する条例 について -----	3 8
議案第 2 8 号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について -----	4 1
議案第 2 9 号	大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例について -----	4 3
議案第 3 0 号	大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について -----	4 5
議案第 3 1 号	大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につ いて -----	4 8
議案第 3 2 号	大東市立総合文化センター条例の一部を改正する条例につ いて -----	5 0
議案第 3 3 号	大東市立図書館条例の一部を改正する条例について -----	5 4

報告第1号

自動車事故に係る専決処分の報告について

自動車事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 平成27年12月2日 |
| 2 和解の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金42,120円 |
| 4 和解の理由 | 平成27年9月8日大東市御供田三丁目7番37号先の路上において、本市自動車（生活福祉課）が方向転換のために後進したところ、相手方が設置していたポールに接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第16号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり貸付料を免除して財産を貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- 1 貸し付ける財産 大東市立北条西小学校跡地
建物

所在	種類	床面積
大東市北条一丁目1059番	校舎（4階の一部）	681.3㎡

- 2 貸付けの相手方 四條畷市清滝新町5番13号
株式会社 flat
代表取締役 亀山 和人
- 3 貸付期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 免除する理由 貸付けの相手方が、平成28年4月1日から大東市立北条西小学校跡地（いいもりプラザ）を活用し、本市の子育て支援施策に極めて密接に関連する放課後等デイサービス事業を実施するに当たり、貸付料を免除して貸し付ける必要があるため。

議案第 21 号

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 28 年 4 月 1 日から機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市事務分掌条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 地方創生局の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、調整等に関すること。

(2) 市長マニフェストの推進、調整等に関すること。

第2条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 22 号

大東市行政不服審査に関する条例について

大東市行政不服審査に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市における同法の施行に関し必要な事項を定めるため。

大東市行政不服審査に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する大東市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営その他法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員3人で組織する。

（委員）

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令または行政に優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 審査会の委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 専門の事項を調査させるために必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集

し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員(第5条に定める臨時委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(運営に関する事項についての委任)

第10条 第2条から前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審理員の守秘義務)

第11条 第8条の規定は、法第11条第2項に規定する審理員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項に規定する職員でない場合に限る。)について準用する。

(交付の手数料等)

第12条 法第38条第4項(法その他の法律において読み替えて適用し、または準用する場合を含む。)の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第38条第1項(法その他の法律において読み替えて適用し、または準用する場合を含む。次号、第2項および第6項において同じ。)に規定する書面または書類の写しの交付の方法 用紙1枚につき10円(カラーで複写された用紙にあつては50円)。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の方法 用紙1枚につき10円(カラーで出力された用紙にあつては50円)。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定

する。

2 審理員（法第38条第4項の規定が他の法律において読み替えて適用され、または準用されている場合にあっては、当該読み替えて適用され、または準用されている法律に定める機関）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難その他特別の理由により前項の手数料を納付することが困難であると認めるときは、同項の手数料を減額し、または免除することができる。

3 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項に規定する主張書面または資料の写しの交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあっては50円）。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで出力された用紙にあっては50円）。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

4 審査会は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難その他特別の理由により前項の手数料を納付することが困難であると認めるときは、同項の手数料を減額し、または免除することができる。

5 第1項の手数料および第3項の手数料は、当該交付を受けるまでに納めなければならない。

6 送付により法第38条第1項の規定による交付または法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受けた者は、送付に要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 第8条（第11条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏

らした者は、1年以下の懲役または500,000円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 23 号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第1条 大東市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「または居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「または居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書正副各1通」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）主文
- （2）事案の概要
- （3）審査申出人および市長の主張の概要
- （4）理由

（大東市情報公開条例の一部改正）

第2条 大東市情報公開条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審

査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「または決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定する不服申立て」を「第1項の規定による審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「、遅滞なく」および「または決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

第14条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

（大東市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「または決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定する不服申立て」を「第1項の規定による審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「、遅滞なく」および「または決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

第24条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

（大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2 障害支援区分等認定審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会会長	日額 11,000円
行政不服審査会委員	日額 8,500円

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第27条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条または第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項または第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(大東市市税条例の一部改正)

第8条 大東市市税条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条中」を「この条において」に改める。

(大東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第24号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成27年8月6日に出された人事院の勧告等に基づき一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）が平成28年1月26日に公布されたことにかんがみ、一般職の職員の給与、議会の議員および市長等の期末手当、非常勤職員の報酬等について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
 条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「、100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

付則第16項中「100分の1.125」を「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200

5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900

28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	

50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		

73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					

95		294, 000	341, 900					
96		294, 400	342, 300					
97		294, 600	342, 400					
98		294, 900	342, 900					
99		295, 300	343, 300					
100		295, 700	343, 600					
101		295, 900	343, 900					
102		296, 200	344, 300					
103		296, 600	344, 700					
104		296, 900	345, 100					
105		297, 100	345, 600					
106		297, 400	346, 000					
107		297, 800	346, 400					
108		298, 100	346, 800					
109		298, 300	347, 300					
110		298, 700	347, 700					
111		299, 100	348, 000					
112		299, 400	348, 300					
113		299, 500	348, 800					
114		299, 800						
115		300, 100						
116		300, 500						
117		300, 700						

118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	186,500	214,000	254,000	273,400

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	176,700
2	183,300
3	190,200
4	197,200

5	204,300
6	211,100
7	218,100
8	224,500
9	230,800
10	236,400
11	245,000
12	250,800
13	257,800

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
	給料月額			
号給				
1	243,300	328,600	394,300	470,100
2	245,800	331,600	397,200	472,400
3	248,300	334,500	400,100	474,600
4	250,800	337,600	403,000	476,900
5	253,100	340,300	405,700	479,200
6	256,900	343,600	408,400	481,400
7	260,700	346,800	411,200	483,600

8	264,500	349,900	414,000	485,800
9	268,100	352,900	416,600	487,800
10	272,100	355,900	419,300	489,900
11	276,100	359,000	422,000	492,000
12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000

30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000

53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	

75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

付則第16項中「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

付則第8条(見出しを含む。)中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項ただし書中「あたる」を「当たる」に改める。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第5条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100

分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正)

第6条 大東市長等の給与に関する条例(平成7年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第7条 大東市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額(1月当たり)
初	190,200
1	193,800
2	199,000
3	204,300
4	209,700
5	214,600

6	2 1 9, 8 0 0
7	2 2 3, 0 0 0
8	2 2 7, 8 0 0
9	2 3 2, 3 0 0
1 0	2 3 6, 4 0 0
1 1	2 4 1, 2 0 0
1 2	2 4 5, 0 0 0
1 3	2 4 8, 9 0 0
1 4	2 5 3, 2 0 0
1 5	2 5 8, 5 0 0
1 6	2 6 2, 6 0 0
1 7	2 6 7, 4 0 0
1 8	2 7 2, 2 0 0
1 9	2 7 6, 6 0 0
2 0	2 8 1, 2 0 0
2 1	2 8 6, 2 0 0
2 2	2 8 7, 9 0 0
2 3	2 8 9, 5 0 0
2 4	2 9 1, 2 0 0
2 5	2 9 2, 9 0 0
2 6	2 9 4, 4 0 0
2 7	2 9 6, 2 0 0
2 8	2 9 7, 8 0 0

29	299,500
30	300,900
31	302,400
甲	193,800

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条および第7条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の大東市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定および第8条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給与等の内払)

第2条 改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大東市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第32号。以下「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成26年改正条例付則第5条の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

（議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払）

第3条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（大東市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払）

第4条 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第6条の規定による改正前の大東市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬の内払）

第5条 改正後の非常勤報酬条例の規定を適用する場合には、第8条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬（平成26年改正条例付則第12条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、改正後の非常勤報酬条例の規定による報酬（平成26年改正条例付則第12条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

（委任）

第6条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 25 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）が平成
28 年 1 月 22 日に公布されたことにかんがみ、所要の改正を行うため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表および第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 26 号

大東市職員の退職管理に関する条例について

大東市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることにかんがみ、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため。

大東市職員の退職管理に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織をいう。）もしくは議会の事務局の職員または同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）または営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職またはこれに相当する職の任命権者（本市が設置する学校に勤務する府費負担教職員にあっては、大東市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 27 号

大東市消費生活センターの組織および運営等に関する条例について

大東市消費生活センターの組織および運営等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成 26 年法律第 71 号)が平成 28 年 4 月 1 日から施行し、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)が改正されることに伴い、消費生活センターの組織および運営等に関し必要な事項を定めるため。

大東市消費生活センターの組織および運営等に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織および運営ならびに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称および住所等の公示）

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称および住所

(2) 法第8条第2項第1号および第2号に掲げる事務を行う日および時間

（職員）

第3条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長および消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

（消費生活相談員）

第4条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

（消費生活相談員の人材および処遇の確保）

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識および技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材および処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員等に対する研修）

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員および消費生活相談員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するもの

とする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

消費生活相談員	月額	208,000円
---------	----	----------

議案第 28 号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第
56 号）が平成 27 年 9 月 1 日から施行されたことにかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第24号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成25年法律
第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同
じ。)」を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第29号

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

新たに自転車駐車場の施設の譲渡を受けることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立自転車駐車場条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 住道駅北自転車駐車場の項の次に次のように加える。

住道駅西自転車駐車場	大東市住道二丁目3番
------------	------------

別表第2 住道駅北自転車駐車場の項の次に次のように加える。

住道駅西 自転車駐車場	1月	2, 200	150	—	—
	3月	6, 300			

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に住道駅西自転車駐車場を使用している者は、第9条の規定により引き続き使用の許可を受けたものとみなす。

3 住道駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第30号

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立北条第9駐車場を廃止すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立自動車駐車場条例（昭和56年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（督促）

第9条 市長は、駐車場の使用料を第7条第2項に定める日までに納入しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

別表第1中

8	北条第9駐車場	大東市北条四丁目11番および13番
9	北条第10駐車場	大東市北条四丁目12番
10	北条第11駐車場	大東市北条四丁目12番

を

8	北条第10駐車場	大東市北条四丁目12番
9	北条第11駐車場	大東市北条四丁目12番

に改める。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 月の途中において使用を開始し、または終了した場合におけるその月の使用料は、日割計算によるものとする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 43 号）が平成 28 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立放課後児童クラブ条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「8月13日から同月17日まで」を「8月12日から同月15日まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

大東市立総合文化センター条例の一部を改正する条例について

大東市立総合文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立総合文化センターのレストラン跡を貸室とすること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立総合文化センター条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
 条 例 第 号

大東市立総合文化センター条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「、楽屋および控室1」を「および楽屋」に改め、同条第2号中「および控室2」を削る。

第27条の見出し中「レストラン等」を「その他施設」に改め、同条中「レストランおよび」を削る。

別表文化ホールの項中

「

24,000	40,000	48,000	58,000	80,000	100,000
29,000	48,000	58,000	70,000	96,000	120,000
5,000	7,000	9,000	11,000	15,000	19,000
6,000	9,000	11,000	14,000	18,000	23,000

を

「

24,200	40,300	48,400	58,500	80,700	100,900
29,200	48,300	58,400	70,500	96,700	120,900
5,300	7,400	9,500	11,700	15,900	20,100
6,300	9,400	11,500	14,700	18,900	24,100

に、

「

控室	1（大ホール）	200	300	400	500	700	900
	2（多目的小ホール）	300	400	500	700	900	1,100

」

を

コミッティ・サロン	会合室	毎時0分または30分を使用 開始時刻として1時間当たり	900
	調理室		900

に改め、同表公民館の項中「美術・工芸」を「美術・工芸室」に、「理科」を「料理室」に改め、同表備考第2項中「多目的小ホール」の次に「、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロン」を加え、同表備考第3項中「大ホール」の次に「、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリー」を加え、同表備考第4項中「使用する場合」の次に「の使用料」を加え、「定める使用料」を「定める額」に、「を当該使用料に加算する」を「とする」に改め、同表備考第5項および備考第6項を削り、同表備考第7項中「2分の1」を「5割」に改め、同項第1号中「2か月」を「3か月」に改め、同項を同表備考第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロン、市民ギャラリーまたは公民館を市外居住者（団体等にあつてはその事務所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める使用料に10割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

7 コミッティ・サロンを使用する場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて使用料を算出する。

別表備考第8項を次のように改める。

8 調理室もしくは料理室で電気、ガス、水道等を特別に使用する場合または調理室もしくは料理室の使用により排水設備の清掃が特別に必要となる場合は、実費を徴収する。

別表備考第9項を削り、同表備考第10項中「使用時間」を「文化ホール（コミッティ・サロンを除く。）、市民ギャラリーまたは公民館の使用時間」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項を同表備考第10項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大東市立総合文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に大東市立総合文化センターを使用する場合について適用し、同日前に大東市立総合文化センターを使用する場合については、なお従前の例による。

議案第 33 号

大東市立図書館条例の一部を改正する条例について

大東市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立図書館の開館時間を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立図書館条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「午前10時」を「午前9時30分」に、「午前9時45分」を「午前9時15分」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。